

## 奨学生の申込手続き等について

以下に掲載しております「平成31年度 奨学生申込のしおり」について、奨学金の申込を希望される方は、在学する高等学校等で交付を受けてください。

(高等学校等から交付される申込のしおりには、申込書も入っております。)

- 奨学金の申込については、学校を通じての申込になります。
- 申込書に必要事項を記入し、必要書類を添え学校の指定期日までに提出してください。
- 申込期間は、平成31年4月中旬から5月上旬の間で各学校が定める期間となります。
- 各学校により申込期間(締切日)が異なりますので、必ず学校に確認してください。

# 平成31年度 奨学生申込みのしおり



公益財団法人 **大阪府育英会**  
採用貸付課

☎534-0026

大阪市都島区網島町6番20号  
大阪私学会館2階

TEL 06-6357-6272 (ダイヤル) FAX 06-6358-3053

(注) 電話番号は、おかけ間違いのないようお願いいたします。

業務時間 平日(9:00~17:30)

ホームページ (URL) <http://www.fu-ikuei.or.jp>

(注) 平成31年度予約奨学生貸付予定者で、「進学届」・「奨学資金借用証書」を平成31年4月上旬に学校へ提出した方は、平成31年度の奨学生として本採用になりますので今回の奨学生募集には申込みする必要はありません。  
また、すでに奨学資金の貸付を受けている方も申込みの必要はありません。

## 1 制度の概要

学校教育法による高等学校等に在学し、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒に学資を貸付し、修学を支援することを目的としています。  
なお、大阪府育英会の奨学金は、無利子の奨学金です。

## 2 申込資格

- (1) 学校教育法による次の学校に在学する生徒であること。
  - ①高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校
  - ②専修学校(高等課程)(ただし修業年限1年以上の学科)
- (2) 保護者(父母等)が大阪府内に住所を有すること  
保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は、生徒の生計を支え、かつ学資を負担する者をいいます。
- (3) 平成30年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)が次のとおりであること  
418,500円未満 (年収めやす(※)800万円未満)  
(※)年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のものです。実際は、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)により判定します。

## 3 貸付額と貸付時期

### ■ 奨学資金貸付額(年額)

**10万円**

※国公立高等学校等では、各種支援金等により授業料は実質無償となるため、その他教育費としての貸付のみとなります。

### ■ 貸付時期

振込日 7月10日(水)

**※奨学資金は、奨学生(生徒)本人の預貯金口座に振り込みます。**

貸付期間は、在学する学校の正規の最短修業期間です。

2年目からの第1回目の振込は、5月30日となります。但し、金融機関の非営業日に当たるときは、翌営業日となります。

## 申込みの手続き

提出書類	<p>① 奨学生申込書</p> <p>② 保護者の収入に関する証明書(申込書C票とその裏面の見本を参照して提出してください。)</p> <p>③ 生徒本人及び保護者の住民票          ※保護者が父母の場合は両方の提出が必要です。  <u>※別紙【住民票提出における注意事項】を熟読いただいて申込書に添付してください。</u>  <u>注意事項に記載してある内容が守られていない場合は、受付できません。</u></p> <p>④ 生徒本人名義の通帳コピー(申込書B票を参照して提出してください。)</p> <p>⑤ 奨学資金借用証書(連帯保証人の印鑑登録証明書添付)          ※提出書類の署名欄については、必ずそれぞれが自分自身で記入・捺印してください。  <u>借用人(生徒本人)と連帯保証人等が同一筆跡の場合は、受付できません。</u></p>
提出期限	<p>学校が指定する期日(期限厳守)</p> <p>【 学校提出期限：                      月                      日 (                      ) 】</p>
提出先	<p>在学する高等学校等</p>

## 採否決定の通知

- (1) 採否決定の通知は、6月下旬に学校長を通じ申込者(生徒本人)に通知します。
- (2) 採用通知書を受けた方は、育英会所定の奨学生原票(採用通知時に交付)に必要な事項を記入のうえ学校へ提出していただきます。

## 奨学資金の貸付

- (1) 奨学資金は、奨学生本人の預貯金口座へ振り込みます。
- (2) 休学、留年、退学、転学、連帯保証人の変更又は届出事項等に変更があったときは、学校を通じて育英会に届け出てください。これらの異動の届出を怠ったときは、奨学資金の貸付を中断(休止)、又は取り止め(廃止)することがあります。
- (3) 2年目から毎年4月に学校を通じて奨学生としての資格の確認を行います。確認の結果、奨学資金の貸付を中断、又は取り止めすることがあります。
- (4) 平成27年度以降の新生入生については、毎年度、保護者の所得状況を確認し当年度の貸付限度額を決定します。所得状況によっては、奨学資金の貸付を中断、又は取り止めすることがあります。また、超過貸付が生じた場合は返還していただきます。  
 (注)所得状況の確認のため、平成31年6月下旬から7月下旬に平成31年度の「保護者の収入に関する証明書」の提出が必要です。高等学校等就学支援金の申請等で使用する場合は事前に当会提出用にコピーをする等の準備をお願いします。
- (5) 授業料を滞納したり、奨学資金を目的外に使用した事が判明した場合は、奨学資金の貸付を中断、又は取り止めすることがあります。

## 貸付総額の決定通知

奨学資金の貸付を受けた方について、奨学資金の貸付が終了したとき又は奨学資金の貸付が廃止されたときは、今までに貸付を受けた金額及び時期を学校長を経て奨学生に通知します。

なお、通知を受けたときは、直ちに返還口座申込書を学校長を経て大阪府育英会に提出していただきます。

**奨学金は貸付金です。卒業後(貸付終了後)は、必ず返還しなければなりません。**

**返還金は後輩のための奨学金になりますので、定められた返還方法で確実に返還してください。**

- (1) 奨学金の返還は、卒業後6ヶ月を経ってから、定められた金額を借用人(生徒本人)の預貯金口座から振替で返還していただきます。  
※退学等卒業以外の事由により、1月1日から5月31日までに退学等の異動届を提出して貸付が終了する場合はその年の10月から、6月1日以降に貸付が終了する場合は翌年の10月から返還開始となります。
- (2) 返還方法は、月賦(振替日は毎月27日)が原則です。
- (3) 経済的な理由などにより、約束どおりの返還が困難となった場合は、必ず大阪府育英会まで連絡してください。連絡がなく滞納が続いた場合は、滞納した額に対して滞納期間に応じ、年率14.6%の延滞金が課されます。また、返還できる資力があながら返還されない場合は、やむを得ず強制執行等の法的措置をとることがあります。
- (4) 返還総額(貸付総額)に対する返還年額は、下の表のとおりです。  
返還総額を返還年額で割ると概ねの返還年数が出ます。

返還総額(貸付総額)	返還月額	返還年額
1,440,000 円以下	8,000 円	96,000 円
1,440,000 円超え 1,620,000 円以下	9,000 円	108,000 円
1,620,000 円超え 1,800,000 円以下	10,000 円	120,000 円
以降、貸付額が18万円増える毎に、返還月額1,000円(年額12,000円)が加算されます。		

- (1) 個人情報の取扱いについては、個人の権利及び利益を保護するため、慎重かつ適正に取扱い、安全に管理するために必要な措置を取り、適切な監督を行います。
- (2) 氏名、住所、連帯保証人の印鑑登録証明書、所得状況、預貯金口座、口座名義などの個人情報は、奨学生採用審査、奨学金振込事務及び奨学金返還事務のために利用します。
- (3) 返還者が返還期間中に借用人、連帯保証人の住所等の変更届出を怠ったことにより、請求通知書等が送付できなくなったときは、大阪府を通じて住所地の市区町村へ住民票等の請求をし住所確認調査を行います。

- (1) 奨学資金貸付決定後に虚偽の申請などが判明した場合は、貸付決定を取り消す場合があります。
- (2) 不適切な使用が判明した場合は、貸付金額の全額を一括返還していただきます。
- (3) 申込書類等につきましては、返却いたしません。
- (4) 保護者が外国籍の方の申込みについては、次の在留資格が必要となります。  
在留資格:永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者。  
なお、定住者については、将来日本に永住する意志のない方は申込資格がありません。
- (5) 就学支援金等の制度内容に変更が生じた場合は、当会奨学金貸付制度についても、併せて変更となる場合があります。



# 重要

## 【 住民票提出における注意事項 】

### 大阪市の見本

#### 1. 住民票の提出

「申込者（生徒本人）及び保護者の住民票」を提出してください。（申込書C票へ貼付）

- ◎ 申込者（生徒本人）及び保護者全員分の提出が必要になります。  
保護者が父母の場合は、両方の提出が必要です。
- ◎ 原本で、当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。（注1）  
コピーや古いものは使用できません。

#### 2. 住民票の種類

個人の住民票、又は世帯全員の住民票のいずれでも結構です。

##### (1) 個人

- 申込者（生徒本人）及び保護者の住民票を個別で提出する場合、保護者が父母であれば、  
申込者（生徒本人）1通・父1通・母1通の計3通の提出が必要となります。

##### (2) 世帯全員

- 申込者（生徒本人）と保護者が同一世帯の場合は、世帯全員の住民票1通の提出となります。  
世帯全員の住民票には、申込者（生徒本人）と保護者以外の同居人（兄弟等）の内容も記載されていますので、ご注意ください。

#### 【特に注意いただきたいこと】

- (注2) 「複数枚綴り」の住民票は綴りを解かず、必ず「全て」提出してください。  
綴りを解いたもの（バラバラにしたものや一部の書類を抜いたもの）は、受付しません。  
申込者（生徒本人）と保護者以外の同居人（兄弟等）の分を抜かないようご注意ください。

#### 3. 表示省略できる項目

下記の項目については、表示がなくても受付できます。（注3）

- 世帯主
- 続柄 **（ただし、ひとり親の証明書類として提出する場合は、表示が必要です。）**
- 個人番号（いわゆる「マイナンバー」）
- 本籍
- 筆頭者

#### 4. 保護者が外国籍の方

- 保護者が外国籍の場合は、「在留資格」の表示が必要です。（注4）
- ※ 必要な在留資格：永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

### 住 民 票

大阪市〇〇区	
住 所	都島区網島町6番20号
世帯主	奨学 太郎
(注3) 表示不要	
氏 名	奨学 太郎
生 年 月 日	昭和47年4月10日
性 別	男
続 柄	世帯主
住所を定めた年月日	平成〇年〇月〇日
届出をした年月日	平成〇年〇月〇日
本 籍 者	記載省略
筆 頭 者	記載省略
前 住 所	平成〇年〇月〇日 異動 大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入
備 考	平成〇年〇月〇日 届出
氏 名	SHOGAKU HANAKO ELIZABETH 奨学 花子 エリ
通 称	奨学 花子
生 年 月 日	1974年1月1日
性 別	女
続 柄	妻
住所を定めた年月日	平成〇年〇月〇日
届出をした年月日	平成〇年〇月〇日
国籍・地域	米国
在留資格	第30条の45に規定する区分：中长期在留者
在留期間等の満了の日	〇年〇月〇日
前 住 所	平成〇年〇月〇日 異動 大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入
備 考	平成〇年〇月〇日 届出
氏 名	奨学 希望
生 年 月 日	平成15年8月17日
性 別	女
続 柄	子
住所を定めた年月日	平成〇年〇月〇日
届出をした年月日	平成〇年〇月〇日
本 籍 者	記載省略
筆 頭 者	記載省略
前 住 所	平成〇年〇月〇日 異動 大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入
備 考	平成〇年〇月〇日 届出
氏 名	*** 以下余白 ***
生 年 月 日	
性 別	
続 柄	
住所を定めた年月日	
届出をした年月日	
本 籍 者	
筆 頭 者	
前 住 所	
備 考	

個人番号（マイナンバー）  
表示されていた場合は、  
受付できません。  
ご注意ください。

(注4)  
保護者が外国籍の方は、  
表示が必要です。

20190419-〇〇区-ABCD1111-0123 (1/1)  
この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。  
平成31年 4月19日  
大阪市〇〇区長 大阪 電子公印

(注1)  
原本（コピー不可）  
当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたもの

(注2)  
この表記で「1/2」「2枚中、うち1枚」のように  
複数枚ある場合は、必ず漏れなく提出してください。